

任意継続ご加入者様へのお知らせ

任意継続保険料前納制度のご案内

前納制度とは

任意継続健康保険料は、一定期間分を事前に一括で納めることができます。その場合、保険料額が割引（※複利現価法による年4%）になります。前納保険料額については、裏面をご確認ください。

◀前納できる期間▶

『1年度（4月～3月）分』または『6か月分（4月～9月・10月～3月）』

※ 前納期間の開始月は申出の時期により次の①～③のいずれかとなります。

① 取得月の翌月または翌々月 ② 4月 ③ 10月 ※ 6か月分を希望する場合のみ

なお、前納期間の途中で加入期間満了となる方は資格喪失予定年月日の前月までが前納期間です。

前納のメリット

- 保険料が割引になります。
- お支払いの手間が省けます。また、お支払い忘れの防止になります。

前納を希望する場合

- 前納制度を希望する開始月の前月16日（※休業日の場合は前営業日）までに切り取り線以下の「保険料納付方法変更申出書」にご記入のうえ郵送またはFAXにてご提出ください。電話でのご連絡も可能です。
- 前納保険料は納付期限（※納付月分の前月末日）までに納めてください。納付期限を1日でも過ぎますと各月納付の扱いとなりますのでご注意ください。（※各月納付に戻したい場合はお電話ください。）
- 前納の申出時期によっては、希望に添えないことがありますのでご了承ください。

① 申出書提出または電話連絡
提出締日：毎月16日
※休業日の場合は前営業日

② 納付書お受け取り
前納納付書を締日から2営業日
以内に発送します

③ 前納保険料納付
納付期限：前納開始月の前月末日

----- 切 り 取 り 線 -----

注：前納による納付を希望されない場合、この申出書の提出は不要です。

任意継続保険料 前納（納付方法変更）申出書

記号番号	999-	記入日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
前納 納付方法	※どちらかにチェック <input type="checkbox"/> 1年度（4月～3月）分 <input type="checkbox"/> 6か月（4月～9月・10月～3月）分ずつ		

<提出先> 東京港健康保険組合

<提出方法> 郵送 〒108-0023東京都港区芝浦3-18-17またはFAX03-3798-3327

保険料前納額について

【保険料額 例1】

介護保険に該当しない場合（40歳未満・65歳以上）〔一般保険料率9.6%〕

標準報酬 月額	毎月保険料額 1か月分	前納保険料額（複利現価法による年4%）			
		6か月分		1年度分	
			割引額		割引額
150千円	14,400円	85,419円	981円	169,178円	3,622円
200千円	19,200円	113,891円	1,309円	225,571円	4,829円
260千円	24,960円	148,059円	1,701円	293,243円	6,277円
300千円	28,800円	170,837円	1,963円	338,357円	7,243円
360千円	34,560円	205,005円	2,355円	406,028円	8,692円

【保険料額 例2】

介護保険に該当する場合（40歳以上・65歳未満）〔一般保険料率9.6%、介護保険料率1.8%〕

標準報酬 月額	毎月保険料額 1か月分	前納保険料額（複利現価法による年4%）			
		6か月分		1年度分	
			割引額		割引額
150千円	17,100円	101,435円	1,165円	200,899円	4,301円
200千円	22,800円	135,246円	1,554円	267,866円	5,734円
260千円	29,640円	175,820円	2,020円	348,226円	7,454円
300千円	34,200円	202,869円	2,331円	401,799円	8,601円
360千円	41,040円	243,443円	2,797円	482,158円	10,322円

※保険料率は変更となる場合があります。

【お問い合わせ先】 東京港健康保険組合 適用徴収係 TEL : 03-3455-0062